

NPO 法人 国際教育支援機構スマイリーフラワーズ 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人 国際教育支援機構スマイリーフラワーズ という。
通称を スマイリーフラワーズ、英語表記を Smileyflowers とする。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、広く一般市民、及び児童養護施設等の子どもを対象に、海外を知る国際教育の機会を提供し、海外留学支援事業、社会への自立支援事業、コンサルティング事業、イベントの業務代行業等を通して支援を行うと共に、広く企業、行政、学校、地域社会に働きかけ、社会全体の支援を施設等の子どもたちに繋ぐ架け橋となることで、子どもたちが自らの未来に、夢と希望を持って暮らせる社会の実現を目指し、社会全体に寄与する事を目的とする。

(特 定 非 営 利 活 動 の 種 類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業 の 種 類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童養護施設等に対する、地域市民との交流等に関するイベントの企画及び業務代行業
- (2) 児童養護施設等の児童ならびに出身者に対する、研修や物品の贈呈を通じた社会への自立等の支援事業
- (3) 児童養護施設等の職員に対する研修事業
- (4) 児童養護施設等を支援する個人、団体の交流および協力関係の促進事業
- (5) 家庭養育に対する教育、助言事業
- (6) 児童養護施設等に対するコンサルティング事業
- (7) 児童養護施設等の児童ならびに出身者、及び一般市民に対する、海外留学の支援事業
- (8) 一般市民に対する、児童養護への理解向上為の情報発信、出版事業等による普及
- (9) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第 2 項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入 会 金 及 び 会 費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会 員 の 資 格 の 喪 失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を 1 年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛 出 金 品 の 不 返 還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 5 人以内

2. 理事のうち 1 人を理事長とし、また必要に応じて副理事長を置くものとする。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、それぞれこれを解任することができる。ただしこの場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬 等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総 会 の 構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総 会 の 権 能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 監事の選任及び解任
 - (4) その他、理事の過半数が総会に付すべき事項として決定した事項
2. 理事長は総会にて理事会で議決された事業計画及び活動決算を説明する。

(総 会 の 開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総 会 の 招 集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨

時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または FAX 又は電子メール等により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知を発信しなければならない。

(総 会 の 議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。議長選出前の議事は理事長がこれにあたる。

(総 会 の 定 足 数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総 会 の 議 決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総 会 で の 表 決 権 等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 2 項、第 29 条第 1 項、第 2 号、第 49 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総 会 の 議 事 録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が記名又は署名し、押印しなければならない。

3. 前 2 項の規定に関わらず、正会員、会員が書面及び電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に関わる職務を行う者の氏名

(理 事 会 の 構 成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理 事 会 の 権 能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 理事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する事項
- (11) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理 事 会 の 開 催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事からの請求があったとき。

(理 事 会 の 招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理 事 会 の 議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理 事 会 の 議 決)

第 35 条 理事会における議決事項は、前 2 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は前条第 2 項及び次条第 1 項、第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名又は署名し、押印しなければならない。

第 6 章 資 産

(構 成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区 分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会 計

(会 計 の 原 則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会 計 区 分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事 業 年 度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事 業 計 画 及 び 予 算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫 定 予 算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予 算 の 追 加 及 び 更 正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事 業 報 告 及 び 決 算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨 機 の 措 置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定 款 の 変 更 、 解 散 及 び 合 併

(定 款 の 変 更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に掛かる事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他該当その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残 余 財 産 の 帰 属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の譲渡先は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会にて決定するものとする。

(合 併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公 告 の 方 法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 事 務 局

(事 務 局 の 設 置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職 員 の 任 免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組 織 及 び 運 営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 顧 問

(顧 問)

第 57 条 必要に応じてこの法人に、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 12 章 雑 則

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 25 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	0 円	
	賛助会員 (個人・団体)	0 円	
(1) 年会費	正会員 (個人・団体)	5,000 円	(団体のみ 1 口以上)
	賛助会員 (個人・団体)	3,000 円	(1 口以上)
7. この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市中央区今泉 1 丁目 18 番 55 天神南ロイヤルハイツ 601 に置く。

別 表 設 立 当 初 の 役 員

役 職 名	氏 名
理 事 長	窪 田 広 信
理 事	伊 東 恵 郎
理 事	雨 宮 史 朋
監 事	有 馬 梢